

文化環境評価システム事務手順

1 趣旨

文化環境評価システム実施要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、システムの事務手順及びその他必要な事項について定めるものである。

2 事務手順について

（1）対象事業の登録

文化環境評価システム実施要領第3条に規定する対象事業（以下「事業」という。）について、事業主管課は、所管する事業の登録準備として、「次年度対象事業予定表」を毎年度3月20日までに作成し、自然共生課まで提出する。

なお、「次年度対象事業予定表」に登録する事業について、事業主管課は別表の対象事業表により、「全体計画単位」または「工事一発注単位」のいずれか選択する。

※「全体計画単位」で登録した事業に含まれる工事業は「工事一発注単位」の対象外

※「工事一発注単位」の対象とするのは「全体計画単位」で対象としなかった事業

（2）環境配慮の検討と決定

工事発注機関において対象事業に係る環境配慮事項を検討し、「環境配慮検討書（施行前）」を作成し4月20日までに事業主管課経由で自然共生課に提出する。

なお、以下の項目に係る検討又は実施の内容については報告を必須とする。

- ・工事实施に係る地域住民への周知（住民向け説明会の開催、地権者への説明、協議会の立ち上げなど、対外的に周知したこと）
- ・希少野生動植物の生息・生育状況の把握（現地調査や文献調査、聞き取り等の実施など）
- ・希少野生動植物の保全に関する専門家等へのヒアリングの実施（希少野生動植物の生息・生育が確認された場合、保全措置等に関して専門家等、第三者への意見聴取など）

「環境配慮検討書（施行前）」に記載された環境配慮事項の内容について、自然共生課から専門機関へ第一四半期中に意見照会する。ただし、事前の環境調査の実施や外部有識者等から構成される委員会等を立ち上げる場合は、意見照会の対象外とする。意見照会の対象外であっても、工事発注機関が意見照会を必要と判断する場合は、「環境配慮検討書（施行前）」にその旨を記載し提出する。

【意見照会を実施した対象事業】

工事発注機関は専門機関からの意見等を参考にしながら工事内容を検討する。なお、意見照会における専門家等の意見がどのように反映されたか共有するため、必要に応じて専門機関等に提供する場合がある。

【意見照会の実施対象外の事業】

工事発注機関において検討した環境配慮事項を施工時に実施する。

(3) 環境配慮の実績報告

工事発注機関は、環境配慮の検討結果及び配慮実績を環境配慮検討書（施工後）に記載し、工事完了年度の3月31日までに事業主管課経由で自然共生課に提出する。

(4) 配慮結果の情報共有

自然共生課は、事業主管課より提出された環境配慮検討書（施工後）を取りまとめ、今後の環境配慮の参考のために互いに情報共有する。

3 実務フロー図と提出物について

工事発注機関は、別紙の実務フローを参考に下記の書類を事業主管課に提出し、事業主管課は自然共生課まで原則、電子ファイルで提出する。

番号	提出書類	対象事業	様式番号	提出期限
(1)	環境配慮検討書 (施工前)	次年度対象事業予定表に 記載された事業	様式 1-1 様式 1-2	4月20日まで
(2)	環境配慮検討書 (施工後)	次年度対象事業予定表に 記載された事業	様式 1-1 様式 1-2 様式 1-3	工事完了年度の3月31日まで

※環境配慮検討書は、全て同じ様式であるため、施工前、施工後をそれぞれ明記することに留意する。

4 専門機関への意見照会について

(1) 趣旨及び目的

専門機関への意見照会は、県が公共事業等のハード事業を行う際、希少野生動植物等への配慮に適切に取り組めるよう専門機関から工事発注機関に対して助言等を行い、各事業での環境配慮の取組を推進するため実施する。

(2) 専門機関

希少野生動植物等に関して専門的知見を有する県内の学術研究機関等から選定する。

(3) 照会内容

専門機関には次に挙げる事項について意見照会を行う。

- ・意見照会の対象となった「環境配慮検討書（施工前）」を基に、希少野生動植物等の生息・生育状況や保全に関する事項

（４）意見照会の実施等

- ・事業主管課から「環境配慮検討書（施工前）」の提出を受けた後、第一四半期内を目途に書面形式にて実施する。（年１回）
- ・「環境配慮検討書（施工前）」のほか、必要に応じて事業予定地周辺の地図や現地の状況が分かる写真等の追加資料の提供を求める場合がある。
- ・専門機関への意見照会に関する庶務は、自然共生課が行うものとする。